

H I V感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格

1. H I V感染症薬物療法認定薬剤師

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を3年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会の専門薬剤師制度により認定された専門薬剤師であればこれを満たす。
- (5) 申請時において、病院または診療所もしくは保険薬局に勤務し、H I V感染症患者に対する指導に3年以上、かつ、申請時に引き続いて1年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という）において、日本病院薬剤師会が主催するH I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修（実地研修を15時間以上）を履修していること、または、研修施設において3年以上、H I V感染症患者に対する指導に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定するH I V感染症領域の講習会、及び別に定める学会が主催するH I V感染症領域の講習会などを所定の単位（10時間、5単位）以上履修していること。
- (8) H I V感染症患者に対する指導実績が10症例以上を満たしていること。
- (9) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (10) 日本病院薬剤師会が行うH I V感染症薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

附則

- 1) H I V感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格は平成20年8月6日より施行する。
- 2) 認定は平成21年度から開始する。
- 3) 平成21年6月5日改定
- 4) 平成22年4月17日改定
- 5) 平成22年10月30日改定
- 6) 平成25年2月9日改定
- 7) 平成26年2月8日改定
- 8) 平成27年2月14日改定 ただし、令和3年度までに認定申請するものにあつては（4）は従前の認定申請資格（日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
- 9) 平成28年2月13日改定
- 10) 令和元年12月21日改定、令和2年4月1日施行
申請時において保険薬局に勤務し、令和4年度以降に認定申請するものにあつては、（4）は従前の認定申請資格（薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度、日本臨床薬理学会認定薬剤師）で差し支えない。
医学・薬学系大学院博士課程修了者（4年制課程に限る・社会人大学院を除く）にあつては、個別審査の上、（2）に定める「薬剤師としての実務経験年数」及び（5）に定める「H I V感染症患者に対する指導従事年数」に、2年を算入することができる。ただし、申請時において、H I V感染症に関する博士論文のコピー及び、大学院修了証明書のコピーを提出すること。
- 11) 令和6年5月18日改定、令和6年6月1日施行

別添

H I V感染症薬物療法認定薬剤師認定申請資格に関する事項

1. (2)で「別に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会
- 日本保険薬局協会

ただし、日本保険薬局協会は、会員である保険薬局に勤務する薬剤師であればこれを満たす。

2. (3)、(7)で「別に定める学会」とは、以下の通りである。

- 日本医療薬学会
- 日本薬学会
- 日本臨床薬理学会
- 日本エイズ学会

3. (5)「申請時において」とは、認定開始日前日を指す。

4. (5)、(6)、(8)で「H I V感染症患者に対する指導」とは、良好なコミュニケーションを通して患者の意思を尊重した服薬支援など、薬物療法を中心とした総合的な支援を行うことで、H I V感染症の薬物療法を有効かつ安全に実施できるよう努めることである。

5. (7)で「日本病院薬剤師会が認定するH I V感染症領域の講習会」とは、以下の機関または団体が実施する講習会である。

- 日本病院薬剤師会
- 日本病院薬剤師会が実施する e ラーニング
- 各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）
- 国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院 エイズ治療・研究開発センター
- H I V／A I D Sブロック拠点病院
- H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修事業において日本病院薬剤師会が認定する研修施設